

守 山 市 保 育 所 入 所 審 査 基 準 表

【基本区分表】

区 分	区 分 詳 細			点 数		入 所 期 間
				父	母	
①就労	被雇用者 自営業中心者 (※1)	月20日以上かつ1日8時間以上の就労		20	20	小学校就学の始期に 達するまでの期間
		月20日以上かつ1日7時間以上8時間未満の就労		19	19	
		月17日以上かつ1日8時間以上の就労		17	17	
		月17日以上かつ1日7時間以上8時間未満の就労		16	16	
		月15日以上かつ1日8時間以上の就労		15	15	
		月15日以上かつ1日7時間以上8時間未満の就労		14	14	
		月15日以上かつ1日6時間以上7時間未満の就労		13	13	
		月15日以上かつ1日4時間以上6時間未満の就労		12	12	
	自営業協力者 (※2)	月20日以上かつ1日8時間以上の就労		16	16	
		月20日以上かつ1日7時間以上8時間未満の就労		15	15	
		月17日以上かつ1日8時間以上の就労		13	13	
		月17日以上かつ1日7時間以上8時間未満の就労		12	12	
		月15日以上かつ1日8時間以上の就労		11	11	
		月15日以上かつ1日7時間以上8時間未満の就労		10	10	
		月15日以上かつ1日6時間以上7時間未満の就労		9	9	
		月15日以上かつ1日4時間以上6時間未満の就労		8	8	
	内 職			8	8	
②妊娠・出産	出産予定日から前後2ヶ月以内			－	12	出産予定日から6ヶ月前後 までの期間
	出産予定日から前後6ヶ月以内			－	8	
③疾病・障害	疾病	入 院		20	20	病気・疾病・心身に 障害を有する期間
		自宅療養	重度・常時臥床 一般療養	20	20	
				12	12	
	障害	身障1・2級、療育A1・A2、精神1級		20	20	
		身障3級、療育B1、精神2級		12	12	
		身障4・5・6級、療育B2、精神3級		6	6	
④病人の介護・看護	入院している家族の付き添いを常態			20	20	介護・看護を要する期間
	自宅療養 (同居親族のみ)	重度心身障害者・寝たきり老人等の介護		16	16	
		上記以外		8	8	
⑤災害の復旧	火災等による家屋の損傷、その他の災害の復旧にあたる場合			24	24	復旧に当たる期間
⑥求職活動等	求職活動(起業の準備含む)を継続的に行っている場合			4	4	2ヶ月
⑦就学	卒業後に就労を目的とする月20日以上1日5時間以上の就学			14	14	在学している期間
	卒業後に就労を目的とする月15日以上1日4時間以上の就学			12	12	
⑧その他	福祉事務所長が特に必要と認める場合			(※3)	(※3)	福祉事務所長が認める期間

※1 「自営業中心者」とは、①自営業主、②自営業主でない者(専従者を含む。)であって、就労時間に対して妥当な給与(最低賃金以上)が支給されている者をいう。

※2 「自営業協力者」とは、上記「自営業中心者」に該当しない者、および「自営業中心者」であっても収入・売上等の実態が確認できない者をいう。

理由なく就労時間に対して妥当な給与(最低賃金以上)が支給されていない者は、「自営業協力者」の点数を適用します。

※3 福祉事務所長が特に必要と認める場合の点数は、それぞれの状態を考慮の上、判定します。

【区分調整項目】下記に該当する場合、上記の点数からそれぞれの項目に基づき加減点します。

分 類	項 目	点 数
①家庭の状況	・両親がいない家庭	+28
	・ひとり親家庭で祖父母と別居	
	・ひとり親家庭で祖父母と同居	+24
	・生活保護世帯で、就労による自立につながるが見込まれる場合	+8
	・父親または母親が単身赴任している場合	+4
②産休・育休	・保護者の育休取得により、産後6ヶ月以内に市内保育所を退所し、退所から6ヶ月以降で育休からの復職時に再入所申込みをする場合	+13
	・保護者の育休取得により、産後6ヶ月以内に市内保育所を退所した児童の弟妹で、退所から6ヶ月以降に育休の対象の児童が入所申込みをする場合	
	・保護者が産休または育休から復職する場合	+4
	・育児休業の状況について、「希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合	-20
③兄弟姉妹	・兄弟姉妹が在籍する保育所とは別の保育所へ申し込む場合	+6
	・兄弟姉妹が在籍する保育所へ申し込む場合 (※4)	+10
	・双子(三つ子以上を含む)の兄弟姉妹が同時に入所申込みをしている場合	+6
	・双子(三つ子以上を含む)ではない兄弟姉妹が同時に入所申込みをしている場合	+4
④親族	・保育可能な祖父母が近隣に居住している場合	-4
	・保育可能な祖父母と同居している場合	-6
	・申込み児童以外の就学前児童を保護者または親族が保育する場合	-4
⑤保育料	・保育園保育料の滞納がある場合	-12
	・保育園保育料の滞納があり、滞納解消の見込みがない場合	-20
⑥保育士	・保護者が市内の保育所等で月20日以上かつ1日7時間以上の就労(予定含む)をしている保育士である場合(※5)	+14
	・保護者が市内の保育所等で月15日以上かつ1日4時間以上の就労(予定含む)をしている保育士である場合(※5)	+10
	・保護者が県内他市町の保育所等で月20日以上かつ1日7時間以上の就労(予定含む)をしている保育士である場合(※5)	+4
	・保護者が県内他市町の保育所等で月15日以上かつ1日4時間以上の就労(予定含む)をしている保育士である場合(※5)	+2
⑦保育所等利用状況	・一時保育・認可外保育施設等を常時利用することにより、保護者が就労している3歳児クラス以上の児童が入所申込みをする場合	+4
⑧広域利用	・市外認可保育所を広域利用することにより、保護者が就労している児童が入所申込みをする場合	+4
⑨その他	・正当な理由無く同一年度内の入所決定を辞退した場合	-20

※4 兄弟が認定こども園・山幼稚園(長時部)に在籍している場合に、低年齢児の弟妹が入所申込みをする場合は、守山保育園を兄弟が在籍する保育所とみなします。

※5 保育所等とは、認可保育所および企業主導型保育所を指します。保育士には、滋賀県地域限定保育士を含みます。

【同点数内優先項目】 同点点数であれば次の基準で優先順位を決定します。

①勤務の拘束性	→ 拘束性の高いほうが優先される。
②入所を待機している期間の長さ	→ 待機期間の長いほうが優先される。
③世帯の所得	→ 所得が低いほうが優先される。
④2人以上同時申込み	→ 2人以上同時申込みのほうが優先される。
⑤就労開始時期	→ 市外保育所・一時保育・認可外保育施設等を常時利用することにより、すでに保護者が就労を開始している場合、優先される。
⑥兄弟が既に保育所に入所している	→ 兄弟が保育所に入所しているほうが優先される。

・上記の基準によって保護者ごとに点数を判定し、合算して基本点数とします。(点数が高くなるほど優先順位が高くなります。)

例) 父の点数が20点、母の点数が17点の場合、基本となる点数は「37点」で、父親が単身赴任ならば4点を加え「41点」が世帯の点数となります。

・上記の基準を適用しても優先順位が決定しがたい場合は、保育の必要性等を総合的に判断し、入所する児童を決定します。

・優先順位が高い場合でも、申込み数や在園児童数により、希望された保育所に入所できないことがあります。